

# 注文書

- 1 契約番号 2025001138
- 2 件名 大崎市消防団演習消防団員送迎業務  
(古川支団)
- 3 場所 大崎市田尻沼部字早稲田15番15号
- 4 履行期間 令和7年10月24日まで
- 5 添付書類 (1) 仕様書  
(2) 参考明細書
- 6 担当課 大崎市総務部防災安全課

# 仕 様 書

## 1 件名

大崎市消防団演習消防団員送迎業務(古川支団)

## 2 履行期間及び台数

契約締結日 から 令和 7 年 10 月 24 日(金)まで  
10 台

## 3 支払方法

竣工払い

## 4 業務内容

本業務は令和 7 年 10 月 18 日(土)に大崎市田尻沼部地内 大崎市立田尻中学校で実施する大崎市消防団演習に参加する大崎市消防団古川支団員の送迎業務であり、詳細は次のとおりとする。

### (1) 行程

往路については、出発地、経由地は下記の表のとおりであり、到着地は大崎市立田尻中学校付近とする。

復路については、出発地は大崎市立田尻中学校であり、経由地は往路と同様とし、到着地は往路の出発地とする。

出発地	経由地	最大乗車定員	台数	乗車する主な分団
大崎市役所付近	なし	40 人程度	1 台	本部分団 ・ 第一分団
西古川地区公民館付近	志田地区公民館付近 ↓ JA 古川米倉倉庫付近	50 人程度	1 台	志田分団
東大崎地区公民館付近	なし	20 人程度	1 台	東大崎分団
宮沢地区公民館付近	なし	20 人程度	1 台	宮沢分団
長岡地区公民館付近	なし	20 人程度	1 台	長岡分団
富永地区公民館付近	なし	20 人程度	1 台	富永分団
吉野作造記念館付近	なし	30 人程度	1 台	荒雄分団
古川第三小学校付近	敷玉地区公民館付近	20 人程度	1 台	敷玉分団
古川高倉地区公民館付近	なし	20 人程度	1 台	高倉分団
清滝地区公民館付近	なし	20 人程度	1 台	清滝分団

### (2) 事業形態

本市と受注者として選定された運行事業者で、この仕様書に基づく運行業務委託契約を締結し、受注者は、国土交通省東北運輸局からの道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

## 5 留意事項

(1) 往路の出発時刻は 10 月 18 日(土)午前 7 時 30 分頃とする。到着時刻は午前 8 時 00 分頃とする。詳細な時刻は 14 日前までに市から指示するものとする。

- (2) 復路の出発時刻は10月18日(土)午後5時00分頃とする。到着時刻は午後5時30分頃とする。詳細な時刻は14日前までに市から指示するものとする。
- (3) 出発地, 到着地, 出発時刻について変更があった場合は, 変更契約を締結する。
- (4) 大崎市消防団演習が中止になった場合は, 次の区分に基づき変更契約を締結する。
  - ① 配車日の14日前から8日前まで … 所定の料金の20%に相当する額
  - ② 配車日の7日前から24時間前まで … 所定の料金の30%に相当する額
  - ③ 配車日の前日まで … 所定の料金の50%に相当する額
- (5) 大崎市消防団演習が規模縮小になった場合は変更契約を締結する。配車車両数の20%以上の数の車両の減少を伴う運送契約の内容の変更をするときは, 減少した配車車両につき, (4)の例により算出した額に変更するものとする。

## 6 損害賠償保険について

- (1) 送迎業務に起因する損害または障害に対する賠償は, 受注者がその責を負うこと。ただし, 受注者の責によらないものはこの限りではない。
- (2) 任意保険, その他必要な保険などについては, 受注者が加入するものとする。任意保険の内容については, 対人賠償責任保険, 対物賠償責任保険, 人身傷害保険を含むものとする。

## 7 その他

- (1) 受注者として決定された後の詳細事項については, 事前に市と協議の上, その指示に従うこと。
- (2) 業務執行に当たる作業員の選定及び管理については, 受注者がその責任を負うこと。
- (3) 本業務の履行に当たっては, 大崎市個人情報保護条例(平成19年大崎市条例第4号)のほか関係諸条例等を遵守すること。
- (4) 履行期間は, 大崎市議会において, 本業務に係る歳出予算の繰越等について議決又は承認された場合に延長することができるものとする。

## 8 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成25年大崎市規則第39号。以下「排除規則」という。)の措置要件に該当すると認められたときは, 契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ, 若しくは受託させてはならない。また, この契約の下請負若しくは受託をさせた者が, 排除規則の措置要件に該当すると認められるときは, 当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者等(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは, 速やかに警察への通報を行い, 捜査上必要な協力を行うとともに, 発注者へ報告すること。また, この契約の下請負若しくは受託をさせた者が, 暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは, 同様の措置を行うよう指導すること。

なお, 暴力団員等から不当要求又は妨害を受け, 適切に警察への通報, 捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で, これにより, 履行遅延等が発生すると認められるときは, 必要に応じて, 工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

### 送迎計画表

	出発地	出発時間
本部分団（１０） 第一分団（３０）	大崎市役所付近	7:30
志田分団（５０）	西古川地区公民館付近 → 志田地区公民館付近 経由 → JA古川米倉倉庫付近 経由	7:30
東大崎分団（２０）	東大崎地区公民館付近	7:30
宮沢分団（２０）	宮沢地区公民館付近	7:30
長岡分団（２０）	長岡地区公民館付近	7:30
富永分団（２０）	富永地区公民館付近	7:30
荒雄分団（３０）	吉野作造記念館付近	7:30
敷玉分団（２０）	古川第三小学校付近 → 敷玉地区公民館付近 経由	7:30
高倉分団（２０）	高倉地区公民館付近	7:30
清滝分団（２０）	清滝地区公民館付近	7:30

# 参考明細書

## 大崎市消防団演習消防団員送迎業務（古川支団）

分 団 名	車 種	数	量 単 位	単 価	金 額	備 考
本部・第一分団	大型（40名）	1	台			大崎市役所付近
志田分団	大型（50名）	1	台			西古川地区公民館付近 （経由1）志田地区公民館付近 （経由2）JA古川米倉倉庫付近
東大崎分団	マイクロ（20名）	1	台			東大崎地区公民館付近
宮沢分団	中型（20名）	1	台			宮沢地区公民館付近
長岡分団	大型（20名）	1	台			長岡地区公民館付近
富永分団	マイクロ（20名）	1	台			富永地区公民館付近
荒雄分団	大型（30名）	1	台			吉野作造記念館付近
敷玉分団	中型（20名）	1	台			古川第三小学校付近 （経由1）敷玉地区公民館付近
高倉分団	マイクロ（20名）	1	台			高倉地区公民館付近
清滝分団	中型（20名）	1	台			清滝地区公民館付近
小計						/
消費税相当額（10%）						
合計						